

# 平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

通番追 2

管理番号	146	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	地方公共団体の貸付金に係る徴収又は収納の私人委託対象範囲の違約金への拡大				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	総務省				

## 求める措置の具体的内容

地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入について、地方自治法施行令第158条第1項第6号において「貸付金の元利償還金」が定められているが、これに加え、違約金も私人委託の対象とするよう改正。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【具体的支障事例】

農業改良資金県貸付金(無利子)の未収金(元金及び違約金)について、現在職員で回収に当たっているが、今後、専門的なノウハウを持つ債権回収管理会社(サービサー)へ回収を委託することを検討している。しかし、自治体の歳入の徴収又は収納の私人への委託について、地方自治法施行令においては「貸付金の元利償還金」は対象であるが、違約金は対象外であり、委託業務範囲が限定されることにより未収金回収業務が非効率になることが懸念される。

### 【制度改正の必要性】

未収金回収を促進するため、元利償還金に加え、違約金も私人委託の対象とすることを提案する。

## 根拠法令等

地方自治法施行令第158条第1項第6号

## 各府省からの第1次回答

公金は、その性格からして、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求される場所であり、現行法上、私人に公金を取り扱わせることを原則として禁止し、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか認められないこととされているところである。

一方、責任関係が不明確とならず、公正な公金の取扱いが期待され、かつ、経済性が確保できる場合においては、一定限度で私人による公金の取扱いを認めている。

具体的には、地方自治法施行令第158条第1項において、私人に歳入の徴収又は収納の事務の委託することができるのは、「その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合」とされているところである。

違約金は「収入の確保」に寄与する面はあるものの、その性格は、債務不履行の場合に債務者が債権者に支払うべきことを約した金銭であり、また、民法上も違約金は賠償額の予定と推定すると定められており、債務不履行に起因する損害賠償の性格を持つことからして、「住民の便益の増進」に寄与するものとは言いがたく、対応は困難である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

民法第420条第3項で、違約金は賠償額の予定と推定すると定められているが、農業改良資金における違約金は、借入金の返済がなされなかった場合の「違約罰」の意味合いが強いと考えられる。

そのため、農業改良資金は無利子であるが、12.25%という高率の違約金を設定し、元金償還を促している。

延滞者は元金返済を遅延してしまっているが、これまでも、延滞した元金を返済しかつ違約金を払い終えた延滞者もいる。これらの完済者との公平性を保つ点からも、違約金も回収を続けていくことになる。

については、上記の点から提案事項について、再度検討を願いたい。

### <新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

埼玉県、安曇野市、岐阜県、豊田市

○サービサーに回収委託している貸付金があり、サービサーから債務者への通知には、違約金については別途、債権所管事務所から連絡する旨を記載している。

違約金も含めた委託が可能となれば、より効果的かつ効率的な債権管理が可能となり、今後は他の貸付金についてもサービサーへの委託を検討しやすくなる。

○母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還業務において、一部の未収金の回収業務を民間の債権回収管理会社(以下、「サービサー」という。)に外部委託しているところであるが、提案事項に係る具体的支障事例のとおり、違約金が私人委託の対象外であることから、元利金はサービサー、違約金は県で回収というように二元的に管理せざるを得ない状況になっている。

これは、債務者にとっても返済金の種類により請求元や返済方法が異なるといった混乱の原因となるため、償還元利金及び違約金の一元的な回収は、債権者・債務者の双方にとってメリットがあるものと考えられ、回収業務の効率化及び回収効果の向上が期待できる。

また、奨学金や高齢者住宅整備資金貸付金など、違約金が発生している母子父子寡婦福祉資金貸付金以外の債権についても、今後回収業務を委託する可能性があるため、制度改正は必要である。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国市長会】

債権回収の効率化の観点により、私人へ業務委託できる範囲について十分に検討すること。

## 各府省からの第2次回答

地方自治法施行令第158条第1項第6号に定める「貸付金の元利償還金」に「違約金」を追加する改正を検討する場合には、貸付金の元利償還金以外の歳入に係る違約金、延滞金、損害賠償金などを私人へ委託することについての取扱いも併せて整理する必要がある。

また、違約金等を私人に委託する範囲については、これらの歳入につき、普通地方公共団体の歳入を調定し、納入の通知をし、収入を受け入れる行為である「徴収」までを私人に委託することを可能とすべきか、若しくは、収入を受け入れる行為である「収納」のみを可能とすべきかを、地方自治法第243条及び同法施行令第158条の規定の趣旨を踏まえて整理する必要がある。

ご提案のあった状況を十分に踏まえつつ、上記の観点から検討を加え、必要な見直しを行っていくこととしたい。